

平成 27 年定期監査の中間結果について

監査委員は、出先機関 362 箇所のうち 108 箇所について、平成 27 年 1 月 9 日から平成 27 年 4 月 28 日までに定期監査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

1 定期監査実施の概要

監査の結果、27 箇所で、39 件の不適切事項、1 件の要改善事項が認められました。

指摘事項が認められた箇所等の局等別内訳及び不適切事項の項目別内訳は次のとおりです。

< 局等別内訳 >

局 等	対象箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
				不適切事項		要改善事項	
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政 策 局	1	0	0	0	0	0	0
総 務 局	9	2	2	2	2	0	0
安全防災局	3	1	1	1	1	0	0
県 民 局	6	2	2	2	2	0	0
環境農政局	12	3	4	3	4	0	0
保健福祉局	12	3	6	3	6	0	0
産業労働局	9	1	1	1	1	0	0
県土整備局	12	6	13	6	12	1	1
企 業 庁	4	0	0	0	0	0	0
教育委員会	30	9	11	9	11	0	0
公安委員会	10	0	0	0	0	0	0
計	108	27	40	27	39	1	1

< 不適切事項の項目別内訳 >

項 目	件 数
	件
予 算 執 行	2
収 入	2
支 出	3
会計事務処理	0
契 約	11
課 税 徴 収	1
工 事	0
補 助 金	0
現金・有価証券	0
財 産	9
庶 務	11
計	39

- 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当するものです。
- 法令に違反するもの
 - 予算目的に反しているもの
 - 不経済な行為又は損害が生じているもの
 - 事務処理等が適切を欠くもの
 - 前回までの監査の指摘事項で、是正、改善等のための努力又は検討がされていないもの
- 2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当するものです。
- 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要なもの
 - 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要なもの
- なお、不適切事項や要改善事項の報告を受けた知事等は、報告を受けた日から3箇月以内に、監査委員に対して措置の状況を通知することになっています。

2 主な不適切事項

(1) 金額的に特記すべき事案

財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

神奈川県財務規則の規定により、価額が100万円以上の物品（重要物品）については、不用決定をする場合には、本庁機関の課長の承認が必要であるとされているが、特殊用途自動車1点（台帳価額8,490,000円（平成元年取得価格））について不用決定する際に、本庁機関の課長の承認を受けず、所長の決裁で決定していた。

（安全防災局 神奈川県総合防災センター）

(2) 内容的に特記すべき事案

同一の法律・規則（政省令、条例を含む。）違反が3件以上あったもの

財産

足柄上合同庁舎に設置されている活性汚泥法の浄化槽については、浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則に基づき、浄化槽管理者は、週1回以上の保守点検を実施することを義務付けられているが、事務処理の遅れから保守点検業務委託の契約締結が10月下旬となったため、平成26年4月から同年10月までの間保守点検を実施していなかった。

（県土整備局 神奈川県県西土木事務所）

庶務

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」において、職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められている。また、職員に対し週休日に勤務を命じる場合には、当該週休日に勤務割り振りを行い、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める期間（当該勤務した日の4週間前の日から8週間後の日まで）にある勤務日を週休日に変更する振替などを行うこととされている。

教諭1名が生徒引率等用務で週休日に勤務することとなったが、所要の振替を行わなかったため、同条例に定める1週間当たりの決められた勤務時間を超過しているものが3件あった。

（教育委員会 神奈川県立横浜清陵総合高等学校）

3 要改善事項

足柄上合同庁舎警備業務等契約における設計額積算に関する件

足柄上合同庁舎警備業務等契約において、設計額の積算方法は業務内容を適切に反映したものと認められないため、今後は、より合理的な積算へ改善する必要がある。

（報告 p9 参照）（県土整備局 神奈川県県西土木事務所）

詳細は、別添「監査の結果に関する報告について」（平成27年7月13日付け）のとおり。

（問い合わせ先）

神奈川県監査事務局総務課 課長 西 電話 045-285-5053
副課長 長谷川 電話 045-285-5054